

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	布沢地区 (布沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・布沢地区は、昭和45年度に八久保地区、51年度に宮ノ本地区、52年度に大久保地区においてほ場整備事業を実施しているが、地区内大規模農家の減少と離農者の増加により、遊休農地が拡大している。
 ・地区内世帯数は49世帯で、高齢化率は51.5%と高く、高齢化や後継者不足により農業を下支えする地域の労働力の低下により、今後ますます担い手の負担が大きくなる事が懸念される。
 ・布沢地区は、町内でも広大な中山間地域であり、農地も点在していることから、今後も守るべき農地の見極めが必要となっている。
 ・イノシシ等の鳥獣による農作物被害も深刻であり、維持・管理労力が低下する中での被害防止対策も大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・区域内は、主に水稻、花卉、大豆栽培が行われており、米のブランド化など高付加価値化による所得向上、畑地化による高収益作物への転換を図っていく。
 ・離農者が増加している状況において、農地の現状を維持していくのは担い手の大きな負担になるため、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。
 ・八久保、荒板地区等、区画の拡大や用排水路の改良等、可能な限り耕作条件の改善を行い、担い手に集積、集約化し団地化を図る。
 ・地区外担い手やUターン・Iターンによる移住者を積極的に受け入れ、農地利用の推進を図っていく。
 ・集落組織によるそばの作付や粗放的農業の実施により、遊休農地対策に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
 ・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積と集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸付ていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手による、農業の生産効率の向上を図るため、農業用排水路の改良、農地の区画拡大など、担い手と協議しながら必要に応じて実施し、八久保、荒板地区の大規模な基盤整備については要望していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県、JA等の関係機関と連携し、後継者の育成と新規就農者の受入れを推進し、地域農業の担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等の鳥獣の農作物への被害を防止するため、町、猟友会と連携を密にし、緩衝帯整備や電気柵設置など被害防止対策に取り組む。				
⑦区域内の遊休農地対策として、集落任意組織によるそばの作付や粗放的農業を実施していく。				
⑦中山間地域等直接支払交付金事業において、区域内の農用地の保全・管理を行う。				